

**平成20年度  
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

平成22年3月  
厚生労働省年金局

# 平成20年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

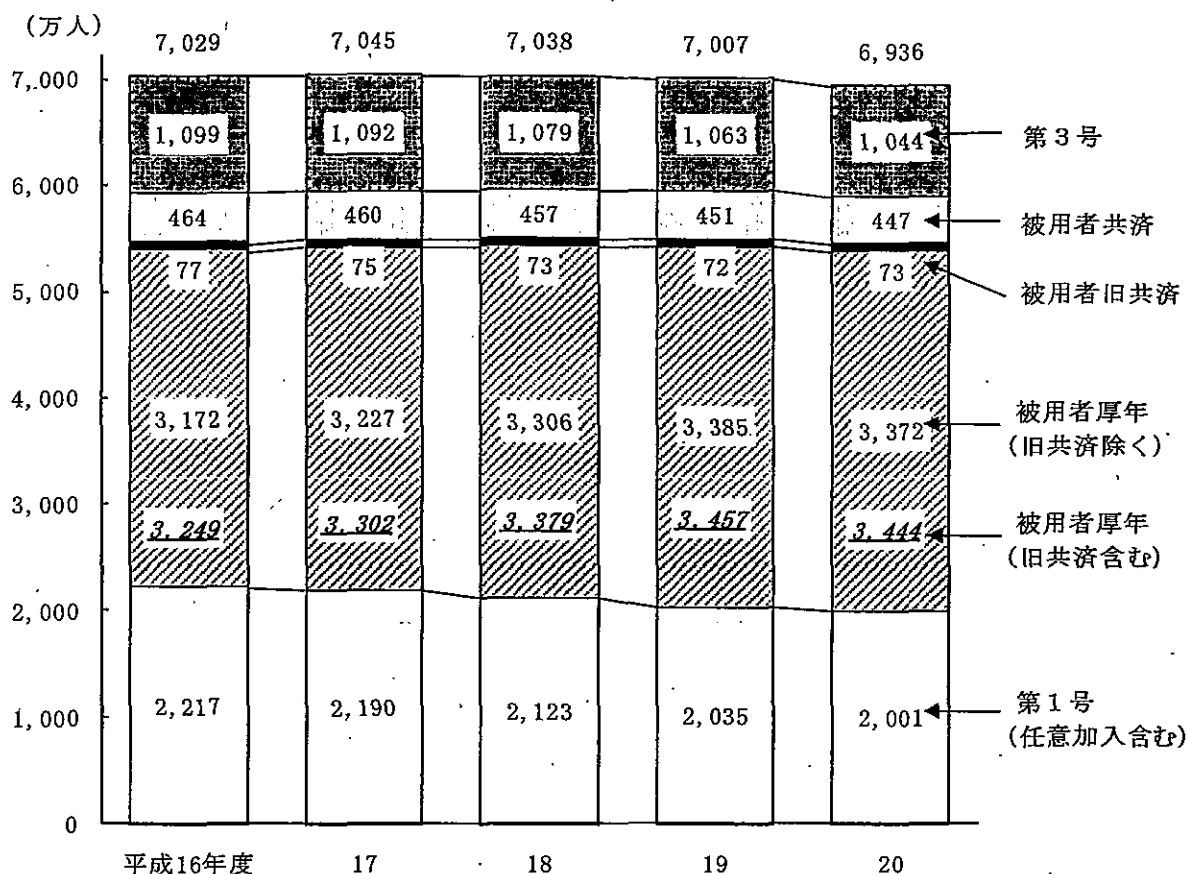
## I. 公的年金制度の概況

### (1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成20年度末現在で6,936万人となっており、前年度末に比べ71万人(1.0%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、平成20年度末現在で2,001万人となっており、前年度末に比べ35万人(1.7%)減少している。
- 被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の加入者数)は、平成20年度末現在で3,892万人(うち厚生年金保険3,444万人、共済組合447万人)となっており、前年度末に比べ17万人(0.4%)減少している。
- 第3号被保険者数は、平成20年度末現在で1,044万人となっており、前年度末に比べ19万人(1.8%)減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



注 「旧共済」とは、平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧公共企業体の三共済(日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合)及び平成14年4月に統合された旧農林共済(農林漁業団体職員共済組合)をいう。

- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,556万人となっており、前年度末に比べ33万人(0.9%)減少している。また、女子は3,380万人となっており、前年度末に比べ38万人(1.1%)減少している。

表1 男女別 公的年金加入者数

(年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,936	2,001	3,444	447	1,044
男子	3,556	1,017	2,238	291	10
女子	3,380	984	1,207	156	1,033

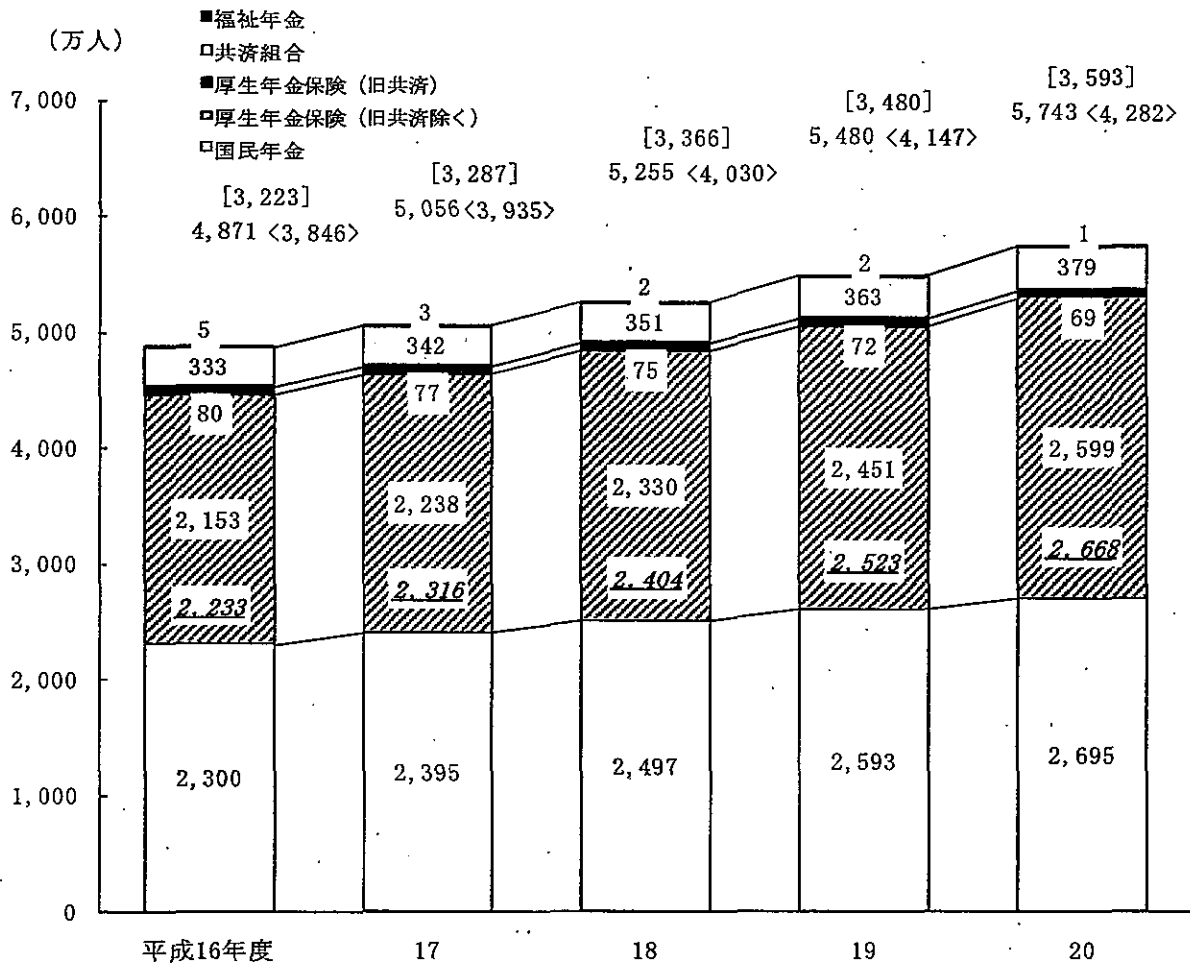
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成20年度末現在で5,743万人となっており、前年度末に比べ264万人（4.8%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,593万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べ114万人（3.3%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



- 注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。
2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。
3. 厚生年金保険の下線数字は、旧共済を含んだ受給者数である。
4. 新法船員保険の職務上を除く。

- 公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、平成20年度末現在では48兆9千億円と、前年度末に比べ1兆4千億円（3.0%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険		共済組合	福祉年金
				旧共済		
平成16年度	442,774	143,156	236,195	12,824	63,233	190
17	455,700	150,681	240,934	12,190	63,947	138
18	465,443	158,168	242,932	11,528	64,245	98
19	474,395	165,637	244,254	10,971	64,436	69
20	488,658	173,646	249,461	10,408	65,504	47

- 注1. 新法船員保険の職務上を除く。  
 2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

## II. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

- 平成20年度末現在の適用事業所数は174万事業所であり、前年度末に比べて2万4千事業所(1.4%)増加している。
- 被保険者数は、平成20年度末現在で3,444万人となっており、前年度末に比べて13万人(0.4%)減少している。男女別にみると、男子は2,238万人(対前年度末比17万人、0.7%減)、女子は1,207万人(対前年度末比4万人、0.3%増)となっている。
- 標準報酬月額平均は31万3千円(うち男子35万7千円、女子23万1千円)であり、前年度末に比べて0.2%増加している。
- 標準賞与額の1回あたりの平均は、平成20年度で45万6千円(うち男子53万1千円、女子30万円)であり、前年度に比べて0.9%減少している。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成20年度末現在で14万5千人であり、前年度末に比べ1万6千人(12.5%)増加している。

表3 厚生年金保険の適用状況の推移

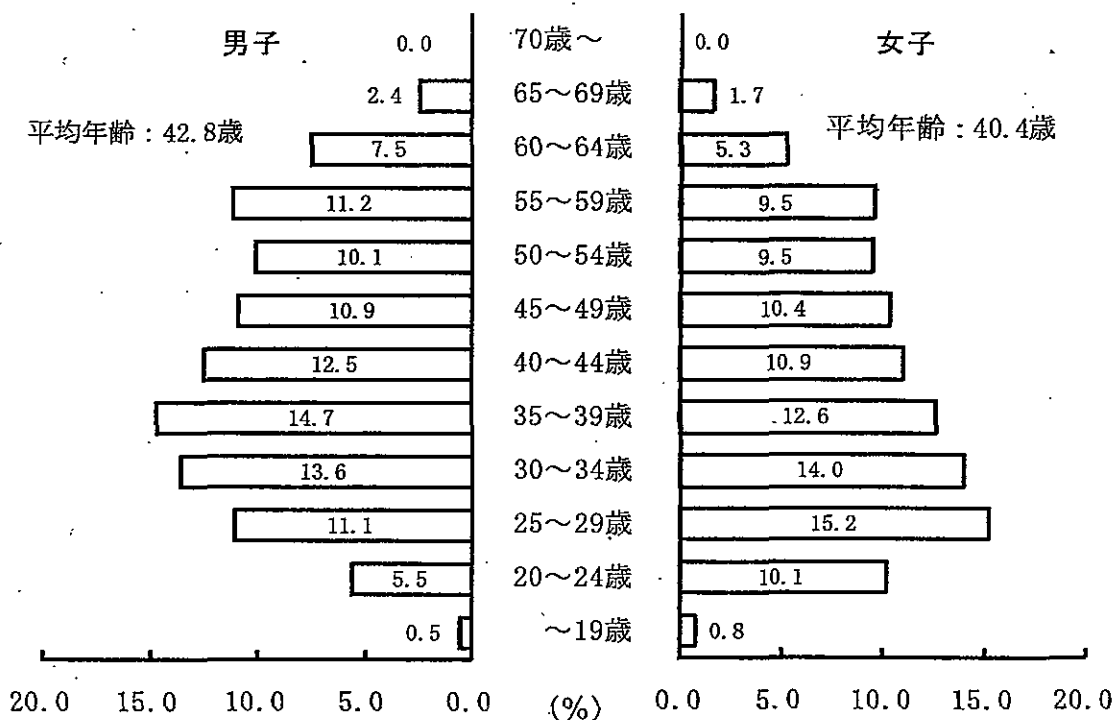
		事業所数 (万か所)	被保険者数(万人)			(年度末現在) 育児休業 保険料免除者 (人)
			総数	男子	女子	
	平成16年度	163	3,249	2,150	1,099	78,208
	17	165	3,302	2,174	1,128	96,941
	18	168	3,379	2,214	1,166	111,159
	19	172	3,457	2,254	1,203	128,678
	20	174	3,444	2,238	1,207	144,790
伸び率 (%)	平成16年度	0.5	1.2	0.6	2.2	8.7
	17	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0
	18	2.0	2.3	1.8	3.3	14.7
	19	2.0	2.3	1.8	3.2	15.8
	20	1.4	△ 0.4	△ 0.7	0.3	12.5

		(年度末現在) 標準報酬月額の平均(円)			(年度累計) 標準賞与額1回あたりの平均(円)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
	平成16年度	313,679	358,607	225,663	447,714	521,699	291,887
	17	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
	18	312,703	357,549	227,439	458,369	534,397	298,763
	19	312,258	356,597	229,030	459,726	536,192	300,677
	20	312,813	356,898	230,952	455,546	531,087	300,351
伸び率 (%)	平成16年度	△ 0.1	△ 0.1	0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.7
	17	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9
	18	△ 0.2	△ 0.2	0.4	1.3	1.3	1.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	0.3	0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.1

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。  
 2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成20年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳階級の割合が最も高く、女子は25～29歳階級の割合が最も高い。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成



(2) 給付状況

- 平成20年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べ146万人 (5.8%) 増加し、2,668万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,229万人である。

表4 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢	通算老齢	障害	遺族給付
平成16年度	2,233	1,049	749	35	400
17	2,316	1,085	781	35	414
18	2,404	1,123	817	36	428
19	2,523	1,172	873	36	441
20	2,668	1,229	948	36	455

注1. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

注2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢」に、それ以外のものは「通算老齢」に計上している。新法退職共済年金についても同様。以下の表についても同じ。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成20年度末現在では老齢年金で15万9千円となっている。

表5 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢	基礎		通算老齢	障 害	遺 族
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成16年度	167,529	172,501	98,286	56,401	106,024	89,998
17	167,172	171,688	97,212	57,297	106,150	89,845
18	165,211	170,853	83,521	57,277	105,475	89,276
19	161,059	168,930	83,758	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,062	83,672	56,710	105,703	88,874

- 注1. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。  
 2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。  
 3. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。  
 4. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給していない者）をいう。

- 平成20年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は92万人であり、前年度に比べ4万人（4.5%）増加している。また、そのうち被保険者期間20年以上の者は89万人であり、前年度に比べ5万人（5.7%）増加している。  
 ○ 平成20年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は8万7千円であり、うち被保険者期間20年以上の者の平均年金月額は8万8千円となっている。

表6 厚生年金保険老齢年金受給権者の新規裁定状況

(単位：万人、円)

	総 数		被保険者期間20年以上	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
平成16年度	71.1	106,679	67.0	108,650
17	60.2	103,887	56.8	105,783
18	70.1	87,376	66.3	89,654
19	87.8	87,532	84.0	89,384
20	91.7	86,964	88.8	88,138

- 注1. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。  
 2. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。したがって、平成18年度以降の平均年金月額は、平成17年度以前のものとは単純に比較することはできない。



- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給年齢が平成13年度に60歳から61歳へ、平成16年度に61歳から62歳へ、平成19年度に62歳から63歳へ引き上げられた。この結果、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成16年度から平成18年度は61歳と62歳で、平成19年度からは62歳と63歳との間で違いが見られ、平成20年度においては62歳で10万5千円、63歳で18万円となっている。

表7 厚生年金保険老齢年金受給権者（男子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数 (万人)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	31.8	45.6	47.2	50.2	45.6	547.9
17	26.7	41.0	49.0	48.2	50.8	576.0
18	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9

	平均年金月額 (円)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	112,521	112,134	191,358	191,733	191,364	200,580
17	111,508	109,842	186,904	190,068	190,110	199,135
18	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533

注1. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度に60歳から61歳に引き上げられたことにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度から60歳から61歳との間で違いが見られ、平成20年度においては60歳で4万6千円、61歳で9万8千円となっている。

表8 厚生年金保険老齢年金受給権者（女子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数 (万人)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	13.2	18.3	17.8	18.8	17.6	262.7
17	10.6	16.5	18.8	18.2	19.1	277.3
18	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2

	平均年金月額 (円)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	103,410	103,444	100,561	98,367	96,929	113,060
17	102,133	101,809	100,260	97,945	96,413	112,738
18	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760

注1. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 平成20年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は256万人となっており、前年度末に比べ32万人（14.2%）の増加となっている。

表9 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成16年度	169.7 (55.7) [35.5]	124.3 (40.5) [25.9]	45.4 (15.2) [9.6]	131.8 (54.1) [34.4]	93.4 (40.3) [25.7]	38.4 (13.7) [8.7]
17	174.6 (55.7) [47.4]	128.0 (40.5) [34.5]	46.5 (15.2) [12.9]	139.5 (54.1) [46.0]	99.7 (40.3) [34.3]	39.8 (13.7) [11.7]
18	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ( )内の数値は、60歳後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）であり、[ ]内の数値は、( )内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和12年4月2日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。平成18年度以降においては60歳後半の老齢厚生年金受給権者及び受給者はすべて高在老方式による在職支給停止の適用対象者に該当するため、( )のみ表示している。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

### (3) 収支状況

- 平成20年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が30兆9千億円、実質的な支出が34兆円となっており、収支差引残は3兆円の不足となっている。

表10 厚生年金保険の実質的な収支状況

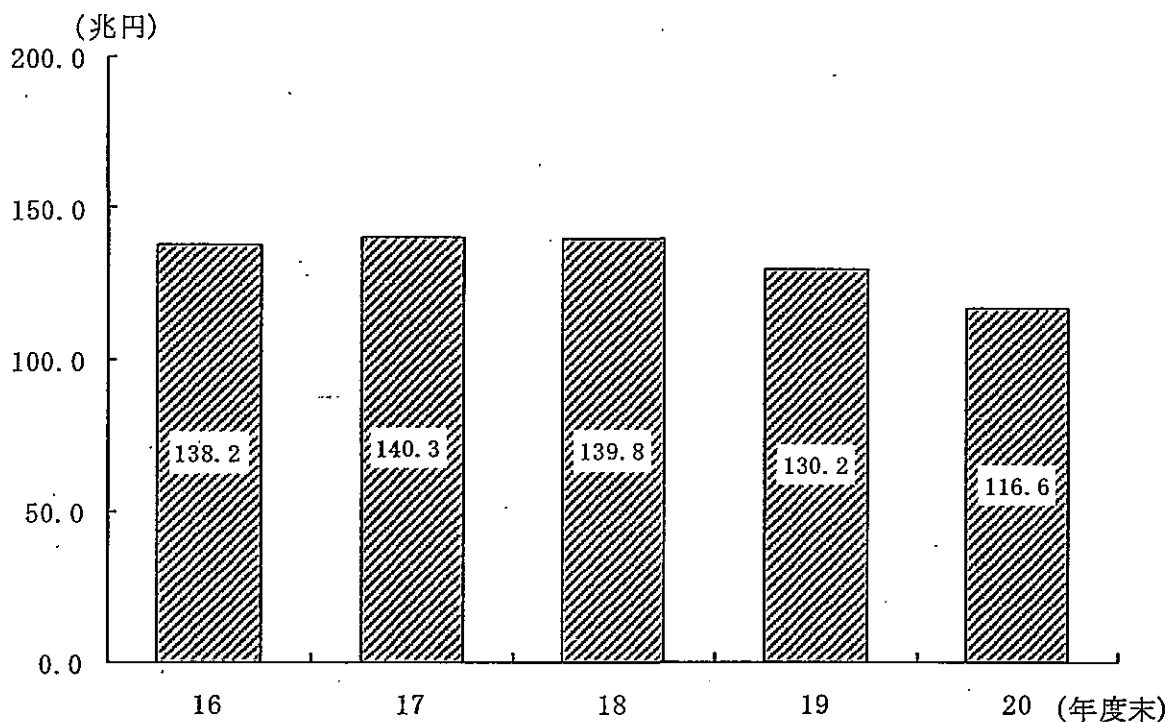
（単位：億円）

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
	保険料収入	国庫負担			
平成16年度	309,140	194,537	42,792	306,631	2,509
17	300,685	200,584	45,394	353,284	△ 52,598
18	297,954	209,835	48,285	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380

注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等を控除した額である。なお、平成17年度以降における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

○ 平成20年度末現在の厚生年金保険の積立金は116兆6千億円（時価ベース）となっている。

図4 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表10の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の評価損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成16年度2.73%、平成17年度6.82%、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%である。

（出所：「平成20年度 年金積立金運用報告書」）

### Ⅲ. 国民年金

#### (1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成20年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は2,001万人となっており、前年度末に比べて35万人（1.7%）減少している。男女別にみると、男子は1,017万人（対前年度末比12万人、1.2%減）、女子は984万人（対前年度末比23万人、2.2%減）となっている。
- 平成20年度末現在の第3号被保険者数は1,044万人となっており、前年度末に比べて19万人（1.8%）減少している。男女別にみると、男子は10万人（対前年度末比0.4万人、3.6%増）、女子は1,033万人（対前年度末比20万人、1.9%減）となっている。

表11 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者			任意加入被保険者				第3号被保険者		
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成16年度	2,217	1,113	1,104	34	5	28	1	1,099	9	1,091
17	2,190	1,101	1,089	33	5	27	1	1,092	10	1,083
18	2,123	1,070	1,053	32	5	26	1	1,079	10	1,069
19	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053
20	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033

- 平成20年度末の保険料全額免除者数は521万人となっている。全額免除割合は26.5%と、前年度末に比べて0.6ポイント上昇している。
- 平成20年度末の申請一部免除者数は52万人となっている。申請一部免除割合は2.6%と、前年度末に比べて0.0ポイント低下している。

表12 国民年金保険料全額免除被保険者・一部免除被保険者数の推移

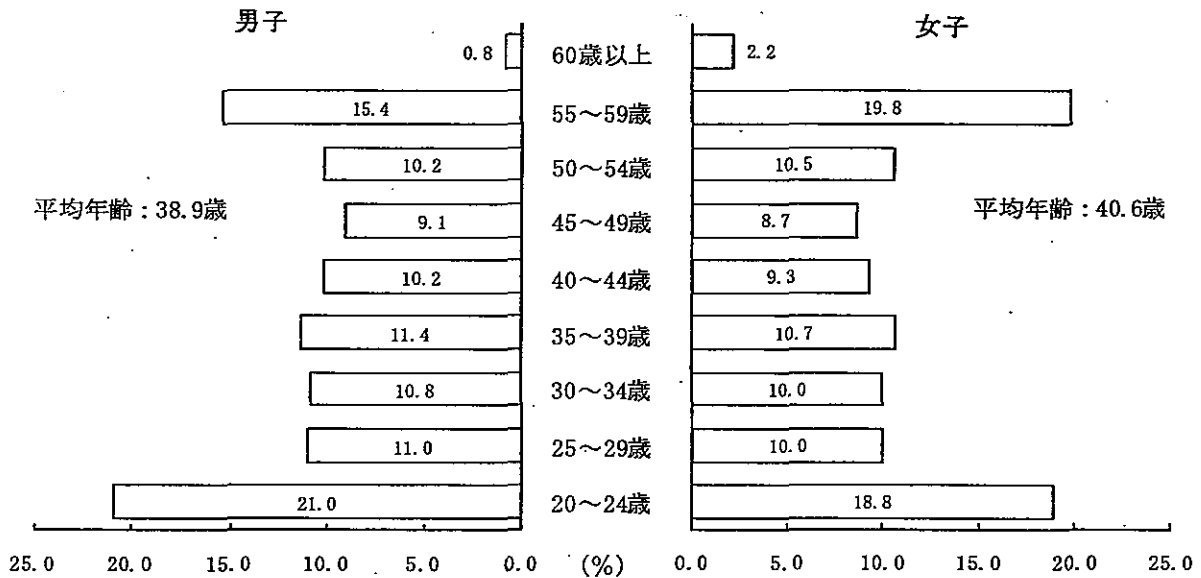
（年度末現在、単位：万人、%）

	全額免除者数（万人）						申請一部免除者数（万人）				
	合計		法定免除	申請免除（全額）	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成16年度	458	(21.0)	109	176	173	41	(1.9)	41			
17	538	(24.9)	113	216	176	53	(2.5)	53			
18	528	(25.3)	114	207	170	56	(2.7)	26	21	8	
19	517	(25.8)	113	202	166	54	(2.7)	27	19	8	
20	521	(26.5)	114	204	165	52	(2.6)	27	17	8	

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合（%）である。

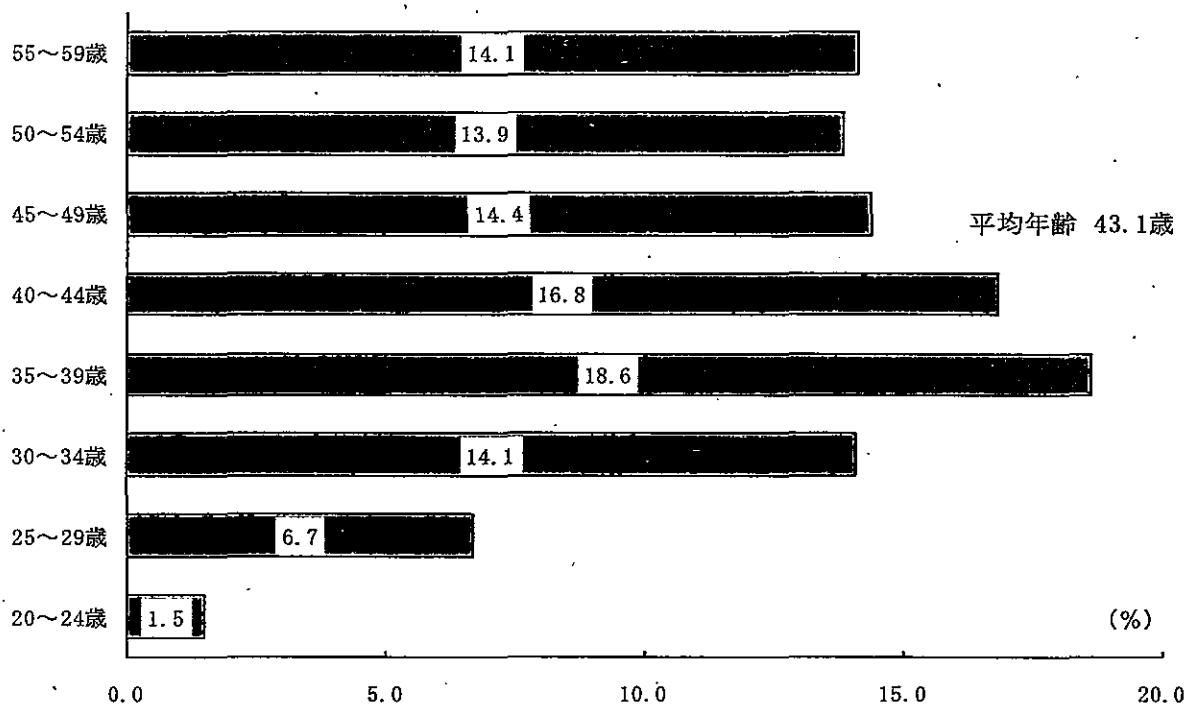
- 平成20年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男子・女子ともに20～24歳及び55～59歳階級の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、35～39歳階級の割合が最も高い。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成



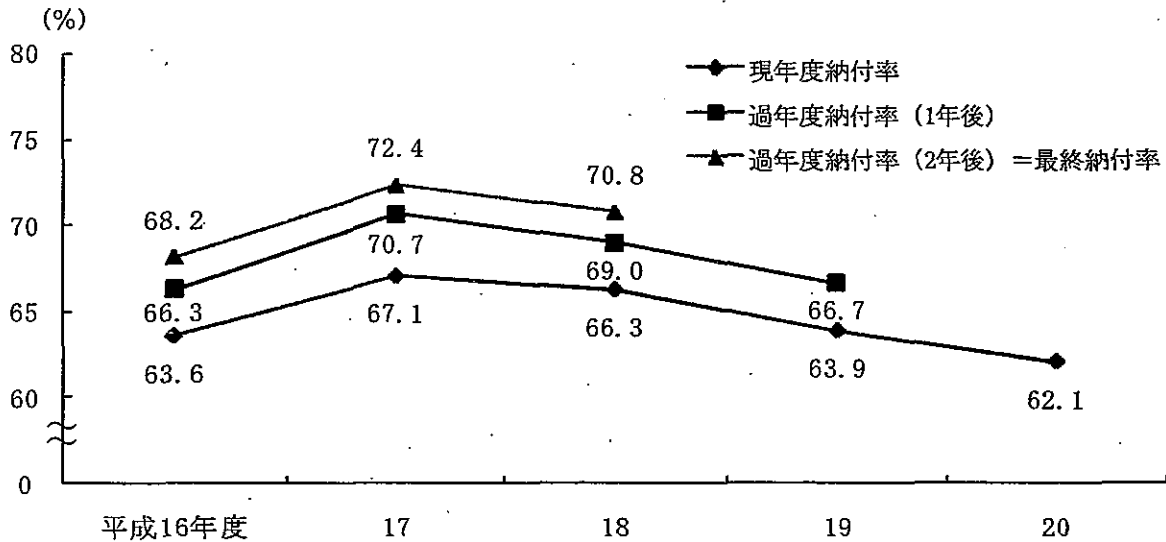
注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成



- 平成20年度における現年度納付率は62.1%であり、前年度比1.9ポイントの低下となっている。また、平成18年度分について、平成20年度までに過年度分として納付された最終納付率は70.8%となっている。

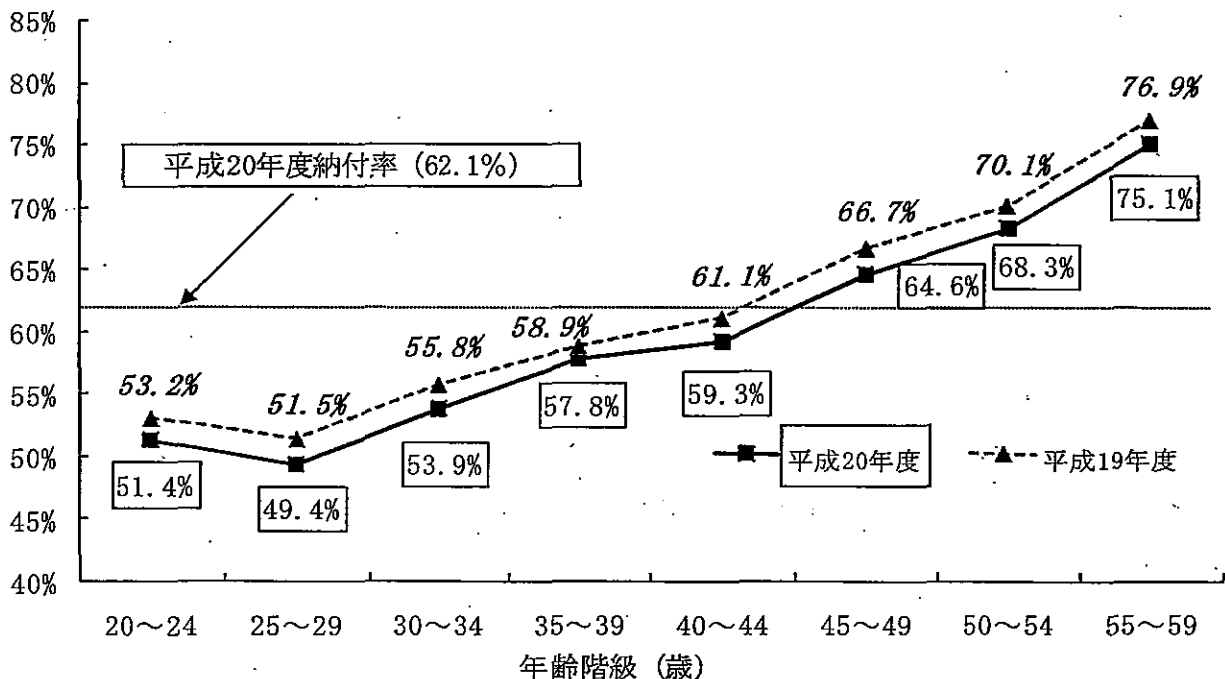
図7 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。  
 2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり(過年度納付)、各年度における「過年度納付率(1年後)」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率(2年後)」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 年齢階級別(20歳~59歳)に平成20年度の納付率を平成19年度と比較すると、全ての年齢階級において納付率が低下している。

図8 国民年金納付率の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 国民年金受給者数は年金制度の成熟を反映して着実に増加しており、平成20年度末は前年度末に比べ102万人（3.9%）増加し、2,695万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,151万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 13 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族
平成16年度	2,300 (1,204)	1,982 (910)	155 (155)	149 (133)	14 (6)
17	2,395 (1,195)	2,083 (908)	147 (147)	152 (135)	13 (6)
18	2,497 (1,187)	2,186 (903)	139 (139)	158 (140)	13 (5)
19	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)
20	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金の老齢年金の平均年金月額は逐年増加しており、平成20年度末現在で5万4千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万9千円となっている。また、平成20年度新規裁定者は、4万9千円となっている。

表 14 国民年金受給者の平均年金月額の推移

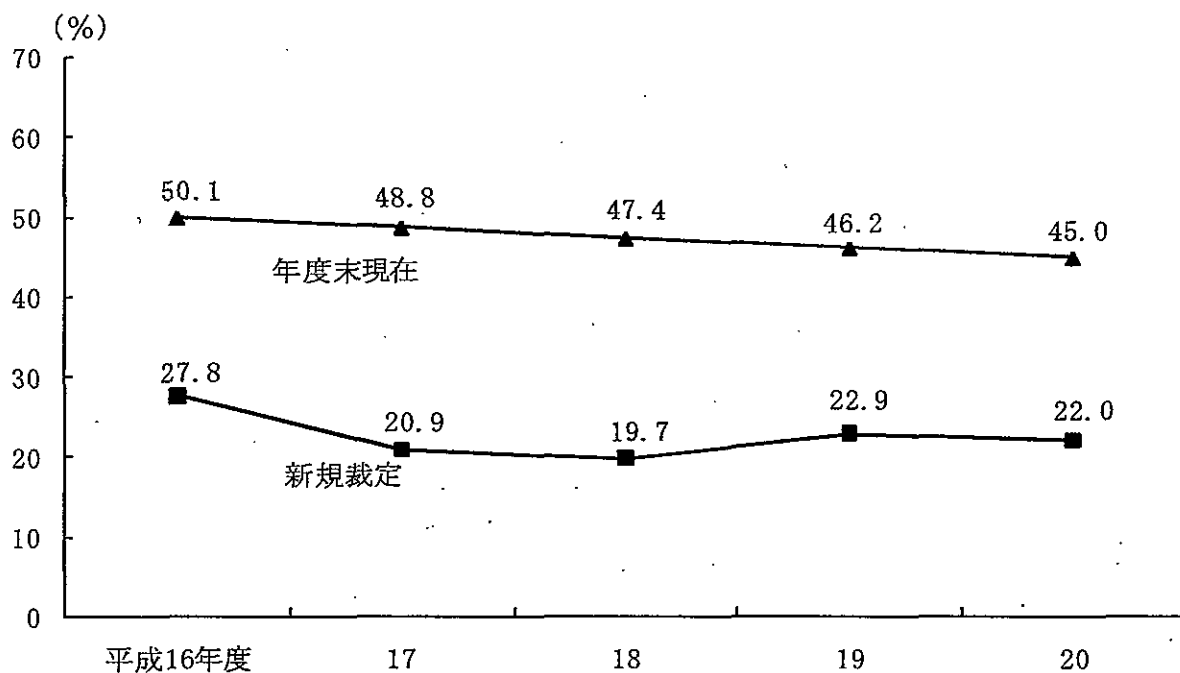
(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通算老齢	障 害	遺 族
		新規裁定			
平成16年度	52,565 (46,638)	53,080 (53,591)	18,090 (18,090)	74,964 (75,152)	81,935 (69,335)
17	53,012 (47,210)	54,088 (54,731)	18,186 (18,186)	74,789 (74,979)	82,299 (69,904)
18	53,249 (47,587)	52,914 (53,796)	18,232 (18,232)	74,400 (74,618)	82,232 (69,866)
19	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)
20	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 老齢年金の繰上げ受給率は、平成20年度末現在では45.0%、平成20年度新規裁定者では22.0%となっている。

図9 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移



注 繰上げ受給率は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象として算出している。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

### (3) 収支状況

- 平成20年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆8千億円、実質的な支出が4兆3千億円となっており、その収支差引残は約5,800億円の不足となっている。

表15 国民年金の実質的な収支状況

(単位：億円)

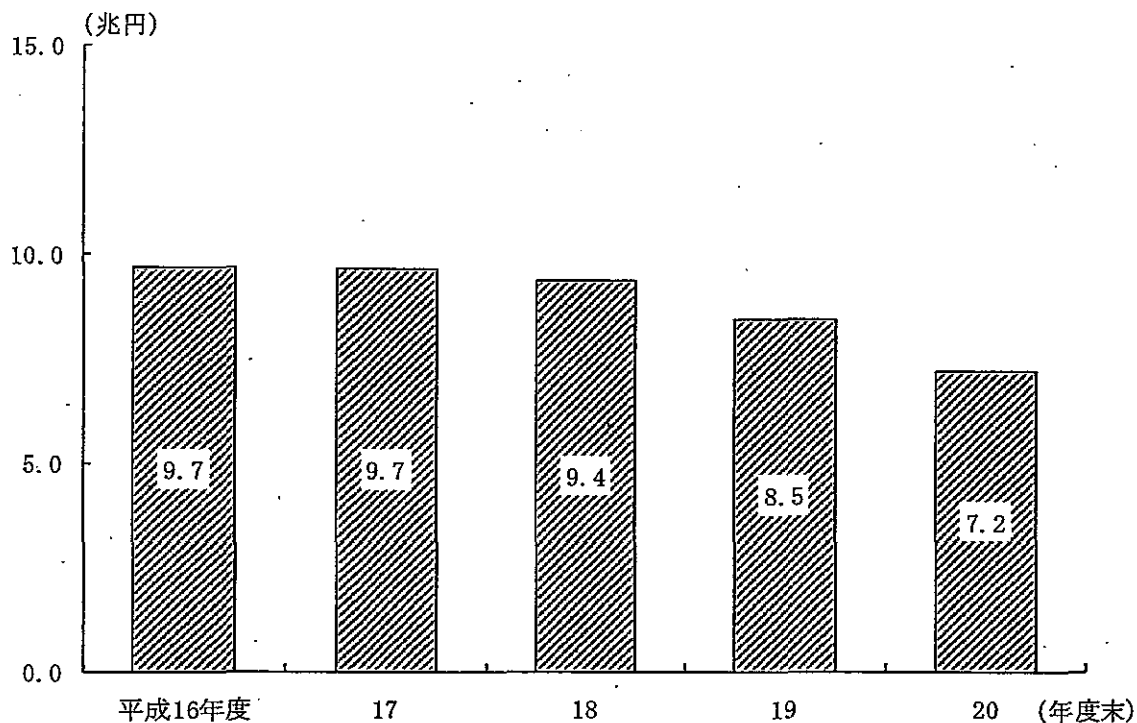
	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	国庫負担	保険料収入	国庫負担	
平成16年度	19,354	15,219	35,633	37,253	△ 1,620
17	19,480	17,020	37,873	43,350	△ 5,478
18	19,038	17,971	39,228	43,082	△ 3,853
19	18,582	18,436	38,466	43,435	△ 4,968
20	17,470	18,558	37,545	43,317	△ 5,772

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等を控除した額である。なお、平成17年度以降における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。



○ 平成20年度末現在の国民年金の積立金は7兆2千億円（時価ベース）となっている。

図10 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表15の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の評価損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成16年度2.77%、平成17年度6.88%、平成18年度3.07%、平成19年度△3.38%、平成20年度△7.29%である。

（出所：「平成20年度 年金積立金運用報告書」）